《論説》

マルコ・クェリーニの裁定とバッサーノ—13 世紀後半のヴェネト（イタリア北東部）の小都市をめぐる地域秩序—

髙田　京比子

はじめに

イタリア北東部、ヴェネト州ヴィチェンツァ県の山麓に、バッサーノ・デル・グラッパという地方自治体がある。ブレンタ川が平野部へと流れ出す位置にあるこの小都市は、中世には単にバッサーノと呼ばれ、ヴェネツィアとアルプス以北を結ぶ複数の経路の一つが通過する地点として交通の要所であった。近隣の都市であるヴィチェンツァやパドヴァの保護下・支配下に入りながらも一定の自治機能を維持し、15 世紀の初めには、イタリア本土に勢力を伸ばし始めたヴェネツィア共和国の領土となる。司教座を持たないため、中世イタリアの基準では「都市 città/civitas」とは呼ばれないが（中世イタリアでは司教座のみが「都市」の地位を承認された。また北中部イタリアではこのような「都市」が事実上の政治的独立を達成し、周囲の農村部を支配下に置いた）、人口の面でも経済活動の面でも農村よりは格上の集落で、当時の史料ではカストルム（城塞・防備集落）、テッラ（土地）などと記述された[1]。共同体の業務を司るための役人や評議会など独自の機関をもち、その組織は他の都市と同様にコムーネと呼ばれた。

さて、このような小都市[2]が学界で注目を浴びるようになって久しい。かつてのイタリア

---

[1] G. B. Verci, *Storia della Marca trivigiana e veronese*, tom. II, Venezia, 1786, Num. CVI (p. 43), ‘castrum et terram Baxani cum borgo et villa’; Idem, *Storia degli Ecelini, III, Codice diplomatico eceliniano*, Bassano, 1779, Doc. CCVII (p. 424), ‘castrum Baxani’ など。また、15 世紀の間、地域の史料は terra という言葉のみを使った。R. Scuro, “Bassano: autonomia giurisdizionale e ridefinizione del ruolo socio-economico del distretto nel Quattrocento”, in F. Lattanzio, G. M. Varanini (a cura di), *I centri minori italiani nel tardo medioevo. Cambiamento sociale, crescita economica, processi di ristrutturazione (secoli XIII-XVI),* Firenze, 2018, p. 226.

[2] このような集落を日本語でどのように呼ぶかは難しい。学術用語としてはキットリーニによって導入された「準都市」がよく知られているが、もともと「準都市」はむしろ中世末期において、あまりに都市に近いため（しかし都市ではない）単なるカステッロやボルゴという名称では形容し難い現実を指すために作られた言葉である。Cf. G. Chittolini, “’Quasi città’. Borghi e terre in area lombarda nel tardo medioevo”, in *Società e storia* XIII, 1990, pp. 3-26.ここでは注 4 に引用する文献、”I centri minori italiani nel tardo medioevo”を参考に、より広い概念である centri minori を採用し、それに対して小都市という訳語を与えた。centro は「都市」ではないが、同様の集落を取り上げた文献、S. Bortolami (a cura di), *Città murate del Veneto,* Giunta Regionale del Veneto (Venezia), 1988. が città という言葉を使用していることから、日本語での簡便さを考えて小都市とした。

中世史では、司教座が存在する都市とそれに従属する農村領域（コンタード[3]）という枠組みが強固に存在し、その中間の現実は長らく学界の注意を引かなかった。しかし、中世イタリアには、司教座ではないものの、人口・経済や政治活動・形態（囲壁を備えているなど）の面でアルプス以北であれば都市に匹敵するような集落が多数存在し、ロンバルディア、ヴェネト、トスカナを中心に、都市と農村の二項対立に減じられることのない領域の豊かな現実が明らかにされてきたのである[4]。日本でも小都市を扱った研究は見られ、北イタリアの政治的・軍事的・外交的現実がこのような小都市を含む「農村部」の動向を無視しては成り立たないことが実証されている[5]。また近年では、建築史研究者グループの貢献が強調されるべきであろう。彼らは、「テリトーリオ」「領域史」という新しい方法論を掲げる中で、ヴェネツィア後背地河川沿いの諸集落や丘陵部の小都市アゾロ、トスカナ地方オルチャ渓谷の小規模自治体を取り上げ、建築学的な調査を行うとともに、領域の地理・景観・産業など多方面から北中部イタリアの多中心的定住形態に光を当てた[6]。このような建築史のグループによる成果の中でも、特にアゾロの学術調査研究を軸に据えた『イタリアの中世都市—アゾロの建築から領域まで』には中世史専門の論文も含まれ、筆者も小論を寄稿している。アゾロに地理的に近いバッサーノを取り上げ、ブレンタ川を通じたバッサーノとヴェネツィアの関係が、地域の秩序形成に影響を与えている可能性を指摘した[7]。

ところで、その小論で触れながらも深められなかった事柄に「マルコ・クェリーニの裁定（判決）」がある。バッサーノには 13 世紀に遡る二つの条例集が伝わっており、一つはエッツェリーノ 3 世・ダ・ロマーノ[8]の支配が終了した 1259 年のもの、もう一つはすでにパドヴ

---

[3] 司教区、または伯管区にほぼ一致する都市周囲の農村領域の世俗的支配権は、司教座がある都市に属するものと考えられた。この農村領域のことをコンタードと呼ぶ。コンタードの境界は必ずしも不変かつ明確なものではなく、司教区と伯管区が一致しない場合もあった。

[4] とりあえず、G. Petralia, “I centri minori nel tardo medioevo: aspetti storiografici e considerazioni di metodo”, in *I centri minori italiani nel tardo medioevo. Cambiamento sociale, crescita economica, processi di ristrutturazione (secoli XIII-XVI),* Firenze, 2018, pp. 3-29. が小都市の研究史をヨーロッパ規模の動向も視野に入れつつたどっている。

[5] 佐藤公美『中世イタリアの地域と国家』京都大学学術出版会、2012 年（本書の各章を構成するもととなった論文のうち、特に準都市共同体を扱ったものが、佐藤公美「中世北イタリア＜準都市＞共同体の形成と発展：カザーレ・モンフェラートと在地紛争」『史林』89 巻 2 号、2006 年、214-245 頁）。なお早期には清水廣一郎氏が「農村都市」という言葉でフィレンツェから自立的傾向を持つコンタード内の集落の存在に着目している。清水廣一郎『イタリア中世都市国家研究』岩波書店、1975 年、78-88 頁。

[6] 樋渡彩、法政大学陣内秀信研究室編『ヴェネツィアのテリトーリオ—水の都を支える流域の文化』鹿島出版会、2016 年；伊藤毅編『イタリアの中世都市—アゾロの建築から領域まで』鹿島出版会、2020 年；陣内秀信、植田暁、マッテオ・ダリオ・パオルッチ、樋渡彩編著『トスカーナ・オルチャ渓谷のテリトーリオ—都市と田園の風景を読む』古小烏舎、2022 年。一方、福村任生「イタリア・ヴェネトにおける小都市・領域研究」『地中海学研究』42、2019 年、81-104 頁は、中世イタリア農村史・小都市研究の動向を整理するとともに、近世・近代初期のヴェネトの測量地籍史料の価値を論じている。

[7] 髙田京比子「準都市と河川—バッサーノとブレンタ川」伊藤毅編『イタリアの中世都市—アゾロの建築から領域まで』鹿島出版会、2020 年、118-138 頁、143-148 頁。なお注 24 も参照のこと。

[8] ダ・ロマーノについては、次節を参照のこと。

ァの支配下に入った 1295 年のものであった[9]。1295 年の条例集の冒頭には、「下記の全ての条例は」「パドヴァの都市と人々の名誉」のために定めるとあり、バッサーノが明確にパドヴァの支配下にあることを示している。しかしそこで興味深いのは、そこに「マルコ・クェリーニの裁定に反するものがあった場合は」「それは無効にされる」と書いてあることである[10]。クェリーニはヴェネツィアの有力貴族の姓であり、マルコ・クェリーニがヴェネツィア人であることは明白である[11]。では、「マルコ・クェリーニの裁定」とはどのようなものだろうか。そしてヴェネツィア人によって下されたことにどのような意味があるのだろうか。本稿は、このような問いを考える中で、次の二つのことを目指したい。一つは、バッサーノのような小都市が示した政治的主体性を確認し、近年建築史研究者グループによって明らかにされつつあるヴェネト領域の多様性に権力の側から事例を付け加えること。もう一つは、このような小都市を含めた地域の秩序構築において、近隣の諸都市（パドヴァ、ヴィチェンツァ）の意向だけでなく、海港大都市ヴェネツィアの影響、特に経済的関心が見られたことを浮かび上がらせることである。

1　12〜13 世紀のバッサーノ

G.Arnaldi, G.Cracco, A.Tenenti (eds.), Storia di Venezia dalle origini alla caduta della Serenissima III. La formazione dello stato patrizio, Roma, 1997, p.188 より作成

[9] これらの条例集は刊行されている。G. Fasoli (a cura di), *Statuti del comune di Bassano dell'anno 1259 e dell'anno 1295*, Venezia, 1940.

[10] *Statuti del comune di Bassano,* p. 159.

[11] ヴェネツィアで貴族身分が確定するのは 14 世紀を通じてであるので、厳密には 13 世紀の時点で貴族という言葉を使うのは適切ではないが、いずれにせよ、クェリーニ家は、同時代の年代記作者マルティン・ダ・カナールによっても「高貴な家柄」と呼ばれる、都市ヴェネツィアのエリート層であった。髙田京比子『中世ヴェネツィアの家族と権力』京都大学学術出版会、2017 年、183-184 頁。

最初に 12〜13 世紀のバッサーノの運命をたどっておこう。1100 年前後から北中部イタリアでは都市コムーネが生まれ始め、ヴェネトの都市でもヴェローナ 1136 年、パドヴァ 1138 年、ヴィチェンツァ 1147 年、トレヴィーゾ 1162 年に、自治の象徴であるコンソリ（複数の執政官）が登場する[12]。バッサーノの共同体としての成長もこの時期に遡り、1147 年、上記の 4 都市が戦った「大戦争」の末にヴィチェンツァとパドヴァが結んだ和約で、バッサーノが言及された。和約が説明するところによると、バッサーノはモンテガルダ、マロスティカと共に、ヴィチェンツァに奉仕していたが、それをパドヴァが邪魔したことが戦争の原因の一つであった[13]。バッサーノが成長する場所は、10 世紀末にはトレヴィーゾ伯領と言及されたこともあり、ブレンタ川を境に、東側がトレヴィーゾ、西側がヴィチェンツァの影響圏であったようだが[14]、この時期にはヴィチェンツァがその境界を超えて東側のバッサーノにも影響力を行使していた様子が見て取れる。実際 1175 年には、バッサーノの住民がヴィチェンツァ・コムーネに対して忠誠誓約を行った[15]。この時期、都市コムーネは自身のコンタードへの支配権を要求し、戦闘や交渉を通じて実態としても周辺農村部への影響力を拡大しつつあった。バッサーノとヴィチェンツァの誓約もこのような都市のコンタード政策の一環として捉えることが可能であろう。誓約には約 800 人の成人男性が見られ、当時バッサーノがそれなりの人口を有していたことが推察できる。しかしヴィチェンツァの権威は有効に続かなかったようだ。1190 年代にはパドヴァがバッサーノを一時的に支配したため、ヴィチェンツァはロンバルディア同盟の裁判にバッサーノの返却を訴えた[16]。またバッサーノはこの時期勢力を伸ばしてきた領主ダ・ロマーノ家と密接な関係にあり、先のパドヴァの支配もエッツェリーノ 2 世・ダ・ロマーノがパドヴァと結んだ結果であった。ダ・ロマーノ家は、バッサーノのすぐ近くにあるロマーノ（現在のロマーノ・デッツェリーノ）とその少し南にあるオナラをもともとの拠点とし、バッサーノを含むそ

---

[12] A. Castagnetti, “Vicenza nell’età di particolarismo. Da comitato a comune (888-1183)”, in G. Cracco (a cura di), *Storia di Vicenza II L’età medievale*, Vicenza, 1988, p. 51.

[13] Castagnetti, “Vicenza nell’età di particolarismo”, pp. 52-53. S. Bortolami e F. Pigozzo, “Le origini di Bassano e le vicende politico istituzionali dal X secolo alla fine del Duecento”, in G. M. Varanini et al. (a cura di), *Storia di Bassano del Grappa 1. Dalle origini al dominio veneziano*, Bassano del Grappa, 2013, pp. 96-97; A. Gloria (a cura di), *Codice Diplomatico Padovano dall’anno 1101 alla pace di Costanza*, II, Venezia, 1881, N. 1541 (p. 513). なお、この戦争にはヴェネツィアも参加していた。

[14] G. Fasoli, “Dalla preistoria al dominio Veneto”, in Comitato per la storia di Bassano (a cura di), *Storia di Bassano*, Bassano, 1980, pp. 9-10; Bortolami e Pigozzo, “Le origini di Bassano”, p. 91.　しかし教会的にはこの地域は、12 世紀はパドヴァ司教に所属していた。Ibid., p. 96.

[15] G. Fasoli, “Un comune veneto nel Duecento. Bassano”, in *Archivio Veneto*, serie 5, vol.15 (1934), pp. 3-4; Fasoli, “Dalla preistoria al dominio Veneto”, pp. 13-15; Bortolami e Pigozzo, “Le origini di Bassano”, p. 102.

[16] Fasoli, “Un comune veneto”, p. 7; R. Simonetti, “Romano, Ezzelino II da”, in *Dizionario biografico degli Italiani,* volume 88 (2017), https://www.treccani.it/enciclopedia/ezzelino-ii-da-romano_(Dizionario-Biografico) (2023 年 2 月 23 日確認)。ロンバルディア同盟が都市間の仲裁機能を持ちしばしば裁判を行なっていたことについては、佐藤眞典『中世イタリア都市国家成立史研究』ミネルヴァ書房、2001 年、423-430 頁。

の一帯に多くの財産・権利を保持する封建領主である[17]。12 世紀末から 13 世紀初めにかけて活躍したエッツェリーノ 2 世の時代にトレヴィーゾのポデスタ（主に都市外から招聘された都市の軍事・司法・行政長官）を引き受けるなど都市の政治に本格的に関わるようになり、その後も、ヴィチェンツァやヴェローナの党派争いに参加する中でヴェネト内陸部に影響力を拡大した[18]。特にエッツェリーノ 2 世の息子であるエッツェリーノ 3 世（1194〜1259 年）は、1230 年代以降、皇帝フリードリヒ 2 世と結び、多くの都市を巻き込んだ教皇派と皇帝派の争いの中で、ヴェネトにおける皇帝派のリーダーとして勢力を増した著名な人物である。ヴェローナを拠点に、パドヴァ、ヴィチェンツァなど複数の都市を実質的に支配し、その勢力はフリードリヒの死後もしばらく保たれた。このような家との密接な関係は、バッサーノの運命にも大きな影響を及ぼし、周囲の都市が有効な支配をバッサーノに打ち立てることを遅らせる原因になったと思われる。例えば当時、都市コムーネは支配下に組み込んだ農村領域に役人を派遣するのが常であった。しかし、バッサーノにはヴィチェンツァから役人が派遣された形跡はなく、司法はダ・ロマーノが任命する裁判官によって担われていたようである[19]。またバッサーノの人々はエッツェリーノ 2 世や 3 世の軍隊に参加し[20]、エッツェリーノ 3 世の家臣（マスナダと呼ばれる領主に隷属的な人々。領主との密接な関係ゆえに様々な役職に就いたり富を蓄積したりすることもできた[21]）はバッサーノでもっとも裕福な人々であった[22]。ヴィチェンツァは 1236 年、パドヴァは 1237 年に皇帝軍の支配下に入っており、その点でも両都市がバッサーノに従属を要求することは難しかっただろう。

こうして、エッツェリーノ 3 世の下、「特権的な体制」[23]を享受していたバッサーノであったが、彼の失脚と共に、新たな歴史的状況へと放り込まれることになる。ヴィチェンツァがかつての権利を主張し、バッサーノ自身が望んだことでもあるとはいえ、そこにパドヴァが加わり、先に見たように最終的にはパドヴァの支配下に入るのである[24]。次にその

---

[17] R. Simonetti, “Romano, Ezzelino I da”, in *Dizionario biografico degli Italiani,* volume 88 (2017), https://www.treccani.it/enciclopedia/ezzelino-i-da-romano_%28Dizionario-Biografico%29/ (2023 年 2 月 23 日確認)。

[18] “Romano, Ezzelino II da”, (前掲、2023 年 2 月 24 日確認)。

[19] Bortolami e Pigozzo, “Le origini di Bassano”, p. 111; Fasoli, “Un comune veneto”, p. 12.

[20] エッツェリーノの軍隊に関しては、A. A. Settia, “Uomini e armi negli eserciti ezzeliniani”, in G. Cracco (a cura di), *Nuovi studi ezzeliniani*, Roma, 1992, pp. 59-103.

[21] Fasoli, “Dalla preistoria al dominio Veneto”, p. 18.

[22] Fasoli, “Un comune veneto”, p. 10.

[23] Bortolami e Pigozzo, “Le origini di Bassano”, p. 111.

[24] パドヴァは司法の領域では一定の自立を認めたが、軍事は厳しくコントロールした。A. Castagnetti, “La marca veronese-trevigiana (secoli XI-XIV)”, in G. Galasso (diretta da), *Storia d’Italia*, vol. 7, tom.1, *Comune e signorie nell’Italia nordorientale e centrale. Veneto, Toscana, Emilia-Romagna*, Torino, 1987, p. 227.　また公共事業や課税においては、バッサーノはパドヴァの要求に粘り強く反抗した。警備人の派遣要求を取り下げさせたこともあった。Bortolami e Pigozzo, “Le origini di Bassano”, pp. 127-130. 前掲拙稿（「準都市と河川—バッサーノ

経緯を見ていこう。

1259 年 9 月にエッツェリーノが戦闘に負けて死亡すると、彼の支配下にあったヴェネトの都市はコムーネ体制に戻る。パドヴァは教皇が主導した対エッツェリーノ十字軍によって既に 1256 年に解放されていたが、ヴィチェンツァとヴェローナはエッツェリーノの死と共にポデスタと評議会が権利を取り戻した[25]。この動きの中でバッサーノは、パドヴァの保護下に自らを委ねることを決定する。1259 年 10 月 9 日に作成された証書で、パドヴァはバッサーノが、エッツェリーノとその兄弟のアルベリコがバッサーノ一帯に所持していた全ての財産と権利、新旧の慣習や権利・名誉とともに保持され守られることを約束した[26]。バッサーノにパドヴァ人ポデスタが到着し、10 月 17 日には統治の基本となる条例も準備された[27]。しかしバッサーノに対する権利を主張するヴィチェンツァはすぐに不満を示し、バッサーノが自らに服属することを要求する。バッサーノとヴィチェンツァの間に不和が生じ、交渉の末、両者は当時のパドヴァのポデスタでヴェネツィア人、マルコ・クェリーニの仲裁に従うことで合意した。その結果、かなりの留保条項をつけた上で、ヴィチェンツァがバッサーノを保持することになった。これが所謂「マルコ・クェリーニの裁定」である（1260 年 9 月 9 日）[28]。しかし、事態はこれで落ち着いたわけではなく、その後もバッサーノとヴィチェンツァの間にはしばしば問題が起こり、パドヴァが介入することになった[29]。しかもヴィチェンツァはこの後、都市内部で党派争いが起こり、1264 年にはヴィチェンツァ自身がパドヴァに保護を求めることになる。パドヴァの保護、あるいは保護という名の覇権は長続きせず、先の「裁定」と同一人物であるヴェネツィア人、マルコ・クェリーニがヴィチェンツァでポデスタとなったが[30]、ヴィチェンツァの党派争いは収まらなかった。都市からの亡命者がヴェローナと結び、ヴィチェンツァとの境界領域にヴェローナが侵入してくると、ヴィチェンツァ政府はパドヴァの軍事支援に頼らざるを得なくなる。1266 年にヴィチェンツァ評議会は軍事支援の見返りにパドヴァに門と砦を渡す

とブレンタ川」）127 頁で「軍務などは自立的に行っていた」と書いたが、それは言い過ぎであり、ここにお詫びして訂正したい。またマルコ・クェリーニの記述についても勘違いなど（136 頁）があり、本稿の叙述に改めたい。

[25] エッツェリーノ後の 3 都市の体制については、とりあえず A. Castagnetti, “La marca veronese-trevigiana”, pp. 271-288.

[26] G. B. Verci, *Storia della Marca trivigiana e veronese*, tom I, Venezia, 1786, pp. 84-85; *Codice diplomatico eceliniano*, Doc. CCXVIV (p. 412).

[27] Fasoli, “Dalla preistoria al dominio Veneto”, p. 26; *Statuti del comune di Bassano*, p. XVI, p. 21.

[28] 詳細は次節を参照のこと。

[29] 例えばヴィチェンツァ人はバッサーノ人に、ヴィチェンツァにコムーネの館を持つだけでなく、主要なバッサーノ人も自身の出費でヴィチェンツァに家を建てることを要求した（都市に館を持つことは、当時、都市が従属させた場所の人々に慣習的に要求することであった）。バッサーノ人はこれに反対してパドヴァに訴えた。Verci, *Storia della Marca trivigiana,* tom I. p. 126, pp. 138-140.

[30] マルコ・クェリーニは 1260 年にパドヴァのポデスタを務めたあと、ヴィチェンツァのポデスタにもなっていたため、これは 2 回目の招聘であった。G. Cracco, “Da comune di famiglie a città satellite (1183-1311)”, in G. Cracco (a cura di), *Storia di Vicenza II L’età medievale*, Vicenza, 1988, p. 114-115.　また次節も参照。

ことに合意した。マルコ・クェリーニは強く反対したが無駄であった。こうしてヴィチェンツァはパドヴァに実質的に従属することになる[31]。パドヴァの拡大主義は、当然のことながらバッサーノにも及んだ。1268 年にパドヴァは、ヴィチェンツァへの不満を申し立てるバッサーノの要求を聞く形で、またヴィチェンツァに対する債権を取り戻すという口実で、ヴィチェンツァがバッサーノに持っている財産と権利をパドヴァが受け取ることを決定する。そして 1272 年には正式にバッサーノを併合した[32]。

2　マルコ・クィリーニの裁定

以上が 12〜13 世紀にバッサーノが辿った経緯である。ここから分かるように「マルコ・クェリーニの裁定」は、早くからバッサーノをめぐって対抗関係にあったヴィチェンツァとパドヴァの間で、バッサーノの帰属が争われているときに下されたものであった。ただし、後で詳しく見るように不和はヴィチェンツァとパドヴァというよりも、ヴィチェンツァとバッサーノの間で起こっていること、従って裁定もあくまでヴィチェンツァとバッサーノの間の合意事項として定められていることには注意すべきである。バッサーノは半ば自立したコムーネとして主体的にヴィチェンツァと争っていたと言えるだろう。このことを確認した上で、裁定の内容を紹介するところからまず始めよう[33]。

裁定では、大前提としてヴィチェンツァがバッサーノを保持することとなっている。具体的には、民事・刑事の裁判権は基本的にヴィチェンツァが保持し、バッサーノで裁判を行う際にもヴィチェンツァの都市条例に従わねばならなかった。またバッサーノは、ヴィチェンツァが軍事遠征を行うときにはヴィチェンツァと共にその軍事遠征に携わらねばならなかった。さらに間接税 datium においてもヴィチェンツァのコムーネに従わねばならなかった。「間接税においてヴィチェンツァのコムーネに従う」という文章の意味するところは定かではないが、バッサーノは 1261 年 12 月に年 400 リラ（毎月 33 リラ 6 ソルド 8 デナーロ）を支払うことで、ヴィチェンツァからバッサーノで流通税を徴収する権利を譲ってもらう約束を、ヴィチェンツァと交わしている[34]。従って、この文章は、バッサーノでの商業行為

---

[31] Cracco, “Da comune di famiglie a città satellite”, pp. 116-123; G. K. Hyde, *Padua in the Age of Dante,* New York, 1966, pp. 221-223.　なお 1266 年の協約の結果、パドヴァはヴィチェンツァに駐屯軍を置き、ヴェローナから取り返したロニーゴ（ヴェローナとの境界に近い地域にある戦略上の重要拠点）に関してはパドヴァの直接支配下に置いた。

[32] Fasoli, “Dalla preistoria al dominio veneziano”, p. 35; Bortolami e Pigozzo, “Le origine di Bassano”, pp. 125-126; Cracco, “Da comune di famiglie a città satellite”, p. 123; Hyde, *Padua in the Age of Dante,* p. 223; Verci, *Storia della Marca trivigiana*, tom I, pp. 176-179, 202-203; F. Scarmoncin (a cura di), *I documenti del comune di Bassano*, Padova, 1989, p. XI.

[33] 以下、裁定の内容については、Verci, *Storia della Marca trivigiana*, tom. II, Num. CVI (pp. 43-44); Idem, *Storia della Marca trivigiana*, tom I, pp. 95-98; Fasoli, “Dalla preistoria al dominio Veneto”, pp. 33-34.

[34] *I documenti del comune di Bassano*, doc. 6, doc. 7, doc. 8 (pp. 30-34).

にヴィチェンツァが税金を課す権利を持つ、ということであろう[35]。司法・軍事・経済におけるヴィチェンツァの優位は明らかであり、その意味で、仲裁はヴィチェンツァ人の希望をできるだけ叶える形で進められたといえるだろう。しかし先にも触れたように、ここには多くの留保条項があった。まずバッサーノにはポデスタを自由に選ぶ権利（ただしヴィチェンツァ人に限る）、コンソリや他の役職を自由に選ぶ権利、少額の裁判を自ら行う権利が認められた。さらに、もしバッサーノがポデスタを望まないならば自ら選んだコンソリによって統治されること、罰金を課し徴収しそれをバッサーノ・コムーネのものとする権利、自分達の度量衡を使う権利も認められた。ポデスタを自分達で選ぶか、それとも支配都市から一方的にポデスタが派遣されるのか、ということは、バッサーノのような農村部の小都市にとって自らの自治に関わる重大事項である[36]。それゆえヴィチェンツァ人という制限はあるとはいえ、自分達でポデスタを選ぶ権利、しかもポデスタを持たない権利も認められたということは、バッサーノにとっては大きな収穫であっただろう。その他の条項に鑑みても、ある程度バッサーノの自律性にも配慮した裁定となっており、バッサーノにとっても十分受け入れられる仲裁であったと思われる。一方、ヴィチェンツァは留保条項があるとはいうものの、バッサーノを正式に保持できることになったことにおそらく満足し、裁定の 2 日後の 9 月 11 日には早速ヴィチェンツァ人よりなる駐屯軍をバッサーノに派遣した[37]。

次に、この裁定に至る経緯を紐解いていこう。それについては、1260 年 9 月 7 日の文書が比較的詳しく語ってくれているので、まずはそれを引用したい[38]。

> バッサーノのカストルムと人々はパドヴァに自発的に付き従ってヴィチェンツァのコムーネと人々に属すことを拒否し、［パドヴァの］ポデスタを受け入れて、……パドヴァから際立った好意を得た。ここから一方ではヴィチェンツァのコムーネと人々、他方ではバッサーノのコムーネと人々の間に次のことについて係争あるいは対立が生じた。すなわち、ヴィチェンツァ・コムーネは、原則としても事実としてもバッサーノのコムーネと人々はヴィチェンツァのコムーネに属さなければならない、と言い続けた。これに対してバッサーノのコムーネと人々はパドヴァのコムーネに属したいし、そうすべきであると言い張った。ついに、常に正義と

---

[35] のちにヴィチェンツァが作成したリストによると、ダ・ロマーノがバッサーノに所有していた権利の中に、バッサーノの門や橋で間接税 datium を徴収する権利があった。またダ・ロマーノはバッサーノより少し上流のソラーニャに置いても税を徴収する権利を持っていた。*Codice diplomatico eceliniano*, Doc. CCVXV (pp. 465-469、特に p. 468).

[36] 準都市のポデスタ制については、G. Albini, “I podestà delle «quasi città» dell’Italia padana, tra aspirazione all’autonomia e volontà di controllo”, in J-C. Maire Vigueur (a cura di), *I podestà dell’Italia comunale, parte I, reclutamento e circolazione degli ufficiali forestieri (fine XII sec. metà XIV sec.),* Roma, 2000, pp. 147-165. がその自立の程度との関係で興味深い考察をおこなっている。

[37] *Codice diplomatico eceliniano*, Doc. CCVIII (pp. 426-431).

[38] *Codice diplomatico eceliniano*, Doc. CCVII (pp. 423-425).

良き慣習を重んじたパドヴァは、……平和と愛がパドヴァ・コムーネとヴィチェンツァ・コムーネの間で永遠に確固としたものとして持続するよう、次のように定めた。すなわち、上で述べた対立—その対立についてヴィチェンツァ・コムーネは、バッサーノのカストルムは正当にヴィチェンツァの支配権に属すると言ってパドヴァ・コムーネにバッサーノのカストルムを要求していたのだが—に関しては、パドヴァのポデスタであるマルコ・クェリーニが、パドヴァの 40 人評議会を招集し、この評議会の意志に従って事を進め、適当かつ有効に……この対立を処理する、と定めたのである。その後、このポデスタ［マルコ・クェリーニ］がこの問題を 40 人評議会に持ち込んだとき……この問題は何度も討議された。そして、ヴィチェンツァ司教バルトロメオとヴィチェンツァのポデスタであるアイカルディーノ・デ・リトゥルフォとバッサーノのポデスタであるトッマーゾ・デ・アレーナが連れ立って、この問題を終わらせるために大使の資格でパドヴァに来ることが定められた。

ここからは、先に確認したように対立がヴィチェンツァとバッサーノの間で起こっていること、ただしヴィチェンツァはバッサーノと個別に争うのではなくバッサーノの保護者となったパドヴァにバッサーノを要求していること、そこでパドヴァの評議会が当時パドヴァのポデスタであったマルコ・クェリーニに解決を委ねたということ、がわかる。なおここではバッサーノとヴィチェンツァの間の対立は言葉の応酬だけのような印象を受けるが、実際には、損害を伴う暴力も起こっていたことが他の史料からは仄めかされている[39]。裁定におけるバッサーノへの譲歩は、このような小都市の主体性の結果だということがまず、認められねばならないだろう。とはいうものの、パドヴァがバッサーノの保護者であったことも、やはり同時にヴィチェンツァに全て委ねてしまうことを避ける要因になったことは十分考えられる。過去の経緯を見ても、1272 年にパドヴァがバッサーノを併合していることに照らしても、パドヴァはバッサーノに対するヴィチェンツァの支配をできるだけ小さな形にしておきたかっただろう。史料からは裁定がマルコ・クェリーニの独断で決定されたわけではなく、パドヴァの評議会での討議をへていることもわかる。裁定は、バッサーノとヴィチェンツァの間に平和を確立するためのものであったが、パドヴァとヴィチェンツァの綱引きの中でも形を与えられたものとしても理解する必要があるだろう。

実際、パドヴァはバッサーノの保護を手放すに際して、ヴィチェンツァから見返りを要求することも忘れなかった。1260 年 9 月 7 日の文書を読み進めると、パドヴァは「これほど重要な恩恵［パドヴァがヴィチェンツァにバッサーノを返却すること pro gratia quam

[39] ‘Item quod pax et finis sit perpetua inter Comune et homines Vincentie et Comune et homines Baxani de omnibus injuriis e violenciis, per Comune Baxani, vel singulares homines factis contra Comune vel homines Vincencie occasione guerre, ut de ipsis injuriis et violenciis huc usque factis non teneantur, nec proprterea quod Terram dederint et se exposuerint in manibus Comunis Padue, cum ipsam dare noluissent Vincentinis’ : Verci, *Storia della Marca trivigiana*, tom. II, Num. CVI (p. 44).

reddendo sibi Castrum Baxani Comune Padue faciebat］に対してはパドヴァ・コムーネに何らかの利益が生じることが正当であると判断したため」「次の条項をヴィチェンツァがパドヴァに対して守ることを決めた」という文章に行き当たる。すなわち、第一にブレンタ峡谷（バッサーノからその上流であるプリモラノあたりまで 32 キロメートルに渡って続くブレンタ川流域。山が迫り狭い谷間となっている）は、いかなる物品税、流通税（市場税）、通行税を支払うことなく陸路も水路もパドヴァ人に対して自由であること。次に嫁資、婚姻、ヴィチェンツァの女性について定められた条例はパドヴァ人のために解除されること。なぜなら婚姻は自由でなければならないからである。最後に、パドヴァ市民は、彼らがヴィチェンツァに持っている土地や財産を返却されることである[40]。2 番目の条項の意図するところは定かではないが、1 番目と 3 番目については明らかにパドヴァ人の経済的利益に配慮した条項ということができるだろう。特にブレンタ峡谷の交通については、パドヴァがブレンタ川の下流に位置していること、この峡谷は平野部と山間部、さらに広くはヴェネツィアとトレントを結ぶ重要な交通路であったことに鑑みると、ここを無税で通過できることは、パドヴァ人にとって大きな魅力であったと考えられる。こうして「この問題が決定的に解決される前に」まず、パドヴァが利益を引き出すことが決められたのである。なお、裁定に至る経緯をもう少し補足しておくと、おそらくパドヴァの評議会がクェリーニを仲裁者とすると決めた後、1260 年 8 月 28 日にヴィチェンツァ[41]、9 月 6 日にバッサーノの代表が選ばれた[42]。そして彼らは 9 月 8 日パドヴァに集まって、マルコ・クェリーニに仲裁を任せることで合意した[43]。

ここまで「マルコ・クェリーニの裁定」がどのようなものか、それがどのような経緯で制定されるに至ったのかについて見てきた。では仲裁者としてこの裁定を下したマルコ・クェリーニは、実際のところこの裁定の内容にどの程度関与したのだろうか。そして彼がヴェネツィア人であるということは、この裁定に何らかの影響を及ぼしているのだろうか。次にこの問題を検討することにしたい。

3　マルコ・クェリーニとヴェネツィア

まず、大前提としてヴィチェンツァにバッサーノの帰属を認める、という方向を打ち出したのがクェリーニであることは、仲裁の結果に加えて次の 2 つの事柄からほぼ確実である。一つ目は、パドヴァの態度である。同時代のパドヴァの公証人ロランディーノの年代記によれば、パドヴァは、2 つの都市のうちどちらに服すかはバッサーノが決めることであると、

[40] 条項の解釈については、Cracco, “Da comune di famiglie a città satellite”, p. 111.も参考にした。

[41] Verci, *Storia della Marca trivigiana*, tom. II, Num. CIII (p. 40).

[42] Verci, *Storia della Marca trivigiana*, tom. II, Num. CIV (p. 41).

[43] Verci, *Storia della Marca trivigiana*, tom. II, Num. CV (p. 42).

進んで認めていた[44]。それゆえ、バッサーノがパドヴァへの所属を望んでいたのだとすれば、それを覆してヴィチェンツァにバッサーノを返却するという案がパドヴァの評議会から出てくるとは考え難い。当時のヴィチェンツァのポデスタはパドヴァ人であり[45]、確かにパドヴァとヴィチェンツァはお互い友好な関係を望んでいたであろうが、パドヴァがバッサーノの返却をすぐに承知しなかったであろうことは、ヴィチェンツァに見返りを求めていることからも推察がつく。二つ目は当時のヴィチェンツァの年代記に以下のような記述があるからである。

> 都市ヴィチェンツァの精神的世俗的主人 dominus であったヴィチェンツァ司教バルトロメオは、ヴェネツィア人マルコ・クェリーニが［アイカルディーノの後任としてヴィチェンツァの］ポデスタに選ばれるようにはからった。というのも、彼はパドヴァのポデスタであった時に、パドヴァがヴィチェンツァのためにバッサーノを解放するよう、できる限り努力したからである[46]。

よってクェリーニは、バッサーノのヴィチェンツァへの帰属、という方針を打ち出した上で、パドヴァを説得するべく、さまざまな条件を提案したのだろう。パドヴァに対してヴィチェンツァが守る条項を決めるに際しては、先の 9 月 7 日の史料にも「40 人評議会の意向に従ってポデスタであるマルコ・クェリーニが多くの賢人を何度も招集して処理した[47]」とある。クェリーニはヴィチェンツァとバッサーノの間の仲裁だけでなく、パドヴァとヴィチェツァの間の協約についても骨を折ったのである。こうして、彼はバッサーノとヴィチェンツァ、ヴィチェンツァとパドヴァの間をうまく取り持ち、（たとえ後で問題が起こるとしても）バッサーノに対しては長く 1295 年の条例に至るまで続く権利の主張の基礎を与え、ヴィチェンツァに対しては彼自身を次のポデスタに迎えるほどの感謝の念を与え、パドヴァに対してはバッサーノをヴィチェンツァに返却するという「大きな恩恵 tanta gratia」に見合うほどの見返りを与えた、と言える。ではこのような裁定を可能にしたマルコ・クェリーニとはどのような人物であったのだろうか。また、彼の裁定の背後にはどの程度本国ヴェネツ

---

[44] F. Fiorese (a cura di), *Rolandino. Vita e morte di Ezzelino da Romano,* Milano, 2010 (IV edizione). pp. 552-555.

[45] エッツェリーノの死とほぼ同時にヴィチェンツァはパドヴァによって解放され、パドヴァからポデスタを招聘していた。Cracco, “Da comune di famiglie a città satellite”, pp. 109-110; A. Castagnetti, “La marca veronese-trevigiana”, p. 286.　またのちにパドヴァがヴィチェンツァを実質的に従属させていることに鑑みても、パドヴァとヴィチェンツァを比べた時、明らかにパドヴァの力が優っていたと考えられるが、この時点でどの程度ヴィチェンツァ政府に対するパドヴァの覇権が見られたのかについては別途検討する必要があるだろう。Cracco, “Da comune di famiglie a città satellite”はヴィチェンツァ政府に対するパドヴァの覇権を説く一方で、この頃のヴィチェンツァでは司教バルトロメオが力を持っていたことも述べている。

[46] G. Soranzo (a cura di), *Nicolai Smeregli vincentini annales civitatis vincentiae [AA. 1200-1312],* in Rerum Italicarum Scriptores, tomo VIII, parte V, Bologna, 1921, p. 9.

[47] ‘Sicque volente Consilio quadraginta, et per dictum Potestatem habito Consilio plurimorum sapientum ad hoc precipue pluries vocatorum tractatum extitit’, in *Codice diplomatico eceliniano*, Doc. CCVII (p. 425).

ィアの影響が見て取れるのだろうか。

最初に、マルコ・クェリーニがパドヴァのポデスタに選ばれた経緯を見ておこう。ヴェネツィアは自身の政体としてポデスタ制は持たなかったものの、ヴェネトの諸都市には 13 世紀の初頭から度々ポデスタを派遣していた[48]。特にエッツェリーノ失脚後の数年はヴェネツィア人ポデスタが目立っているが、その背景には、ヴェネツィアが対エッツェリーノ十字軍で重要な役割を果たしたことがある。1256 年パドヴァの解放に際して、フェラーラ人、亡命パドヴァ人、ヴェネツィア人などの混成の軍隊の先頭に立ったのはヴェネツィア人マルコ・バドエルであった。このときすでに亡命パドヴァ人たちは、マルコ・クェリーニを自分達のポデスタに選んでいる[49]。パドヴァが解放された後は、そのままマルコが新政府のポデスタとなった。ところで、マルコ・クェリーニの後（1257 年）もやはりヴェネツィア人であるジョヴァンニ・バドエルがパドヴァのポデスタとなっている。先述のロランディーノの記述によると、パドヴァ人はジョヴァンニの父であるステファノ・バドエルがパドヴァのポデスタであった時にダ・ロマーノ家の人々を抑制した illos de Romano domuerat こと[50]を記憶していたので、彼の息子であるジョヴァンニをマルコの後のポデスタに選出して招聘したのであった[51]。こうして、パドヴァはエッツェリーノからの解放後は、ヴェネツィア人ポデスタに頼っていたことがわかる。パドヴァとヴェネツィアは境界をめぐって、あるいは水路をめぐって時には衝突する間柄ではあったが、この時は対エッツェリーノという共通の目的もあり、良い関係が構築されていたといえるだろう。マルコ・クェリーニは、このような雰囲気の中で二度目のパドヴァのポデスタに選出されたのであった。パドヴァ人の信頼はおそらく厚く、バッサーノをヴィチェンツァに譲るよう説得するにはうってつけの人物だったと思われる。

では、1260 年のマルコの行動にはどの程度、彼がヴェネツィア人であることが反映しているのだろうか。マルコの行動に対する本国の直接関与を示す史料はないが、1257 年にヴェネツィアは、他都市にポデスタとして赴くヴェネツィア人が守るべき内容について法令を定めている[52]。法令の内容は伝わっていないが、ヴェネツィア政府が他都市にポデスタとして赴くヴェネツィア人の行動に関心を持っていた証拠であり、少なくとも彼らは本国の

---

[48] ヴェネツィア人ポデスタについては、M. Pozza, “Podestà e funzionari veneziani a Treviso e nella Marca in età comunale”, in G. Ortalli, M. Knapton (a cura di), *Istituzioni, società e potere nella Marca trevigiana e veronese (secoli XIII-XIV) sulle tracce di G. B. Verci*, Roma, 1988, pp. 291-303; E. Crouzet-Pavan, “Venise et le monde communal. Recherches sur les podestas vénitiens”, in *I podestà dell’Italia comunale*, pp. 259-286.

[49] *Rolandino,* pp. 356-357; Limentani (a cura di), *Martin da Canal. Les estoires de Venise, Cronaca veneziana in lingua francese dalle origini al 1275*, Firenze, 1972, pp. 130-135.

[50] ステファノ・バドエルがパドヴァのポデスタの時に、小城塞を巡ってエッツェリーノと衝突が起こったが、バドエルはパドヴァ軍の先頭に立ってバッサーノまで遠征し、小城塞を返却させた。*Rolandino,* pp. 92-113.

[51] *Rolandino,* pp. 474-475.

[52] Pozza, “Podestà e funzionari veneziani”, p. 300; R. Cessi (a cura di), *Deliberazioni del Maggior Consiglio di Venezia,* vol. II, Bologna, 1931, p. 372.

不利になるような行動は起こさなかっただろう。このことを前提として、裁定の内容を政治面・経済面から考えることにしたい。

まず、当時のヴェネツィアにとってバッサーノのような小都市がどの程度自立を確保できるか否か、という問題はそれほど重要ではなかったと考えられる。したがってクェリーニも、裁判権の詳細などについては、パドヴァ評議会での議論やバッサーノとヴィチェンツァ双方の代表の言い分を聞きながら、比較的自由に裁定の内容をまとめ上げたのだと思われる。ただ、ヴィチェンツァの申し立てを優先したことの背景には、ヴェネツィアの政治的意向もある程度あったのではないかと思われる。ポッツァによれば、エッツェリーノ失脚後にヴェネトの後背地に派遣されたヴェネツィア人ポデスタには、「エッツェリーノと兄弟のアルベリコの支配の最後の遺産を精算する仕事と、彼らに支配された都市の経済復興を始める仕事が委ねられた」。ポッツァはさらに、「この点において、ヴェネツィア人ポデスタはヴェネツィア共和国の利害を擁護する共和国の真の代表の資格を得るのである」とも述べている[53]。ヴェネツィアはおそらくエッツェリーノ支配以前の政治的秩序に戻ることを優先していたのであり、そうであればそれ以前にバッサーノに対する支配権を保持していたヴィチェンツァに軍配を上げる、ということは十分考えられることであっただろう。

しかもバッサーノは先にも触れたように、ブレンタ川が平野に流れ出す出口に存在し、アルプス以北へと続くトレントに抜ける街道の中継地であった。バッサーノを流れるブレンタ川も、上流のスガーナ渓谷からアドリア海へと至る重要水路であった。バッサーノがヴィチェンツァに年 400 リラを支払ってでも同地での流通税の徴収権を得ようとしたこと（しかも後で見るように、ヴェネツィア人とパドヴァ人は無税であった）、独自の度量衡を持っていたことは、ここでの通商活動がそれなりに活発に行われていたことを示している。経済的にも軍事上も重要な位置にある集落であり、そこをどの都市がどのようにコントロールするか、ということは特に経済的観点からはヴェネツィアの関心事であったに違いない。

当時のヴェネツィアにとっては、内陸部での通商が自由で安全に行われることが重要であった。これはポー川をめぐってフェッラーラ、マントヴァ、クレモナとそれぞれ 1257 年、1258 年に結ばれた協約が物語っているところであるし[54]、アディジェ川に臨むヴェローナとは早くから通商協定を結んでいる[55]。1262 年 4 月にはヴェローナ、パドヴァ、ヴィチェンツァ、トレヴィーゾの 4 都市の間で平和と道の安全を保証する協約が結ばれているが、この時

---

[53] Pozza, “Podestà e funzionari veneziani”, pp. 299-300.　特に、ヴェネツィア人ポデスタの率先によって行われた主要な仕事に、エッツェリーノやアルベリコに属した財産の押収と売却があっとことを指摘している。

[54] 髙田京比子「一三世紀半ば北イタリアにおける河川交通と紛争—ヴェネツィアとクレモナの協約を中心に」髙田京比子・田中俊之・轟木広太郎・中村敦子・小林功編『中近世ヨーロッパ史のフロンティア』昭和堂、2021 年、83-104 頁。

[55] ジャン・マリア・ヴァラニーニ（髙田京比子訳）「12〜15 世紀のヴェローナとアディジェ川をめぐる政治経済的関係—アルプスとポー＝ヴェネト平野の間で」髙田京比子編『河川をめぐる中世の政治権力と経済—イタリア（ヴェネト・トスカナ）と日本（畿内）』、神戸大学生活協同組合印刷、61-62 頁。

の 4 都市のポデスタは全てヴェネツィア人であった[56]。この協約では、各都市のポデスタが毎年この誓約の内容を一般評議会で読ませること、そして 3 年ごとにこの協約の内容が更新されることも定めてあり、ヴェネツィアがヴェネトの後背地の諸都市間の和平に気を配っていたことがよくわかる[57]。

このような状況を念頭におくと、裁定の約３ヶ月前の 1260 年 6 月 19 日にヴィチェンツァとヴェネツィアが結んだ協約が注目される。それによると、ヴィチェンツァはヴェネツィア内で通商する際に慣習的に支払っていた 2.5 パーセントの税金の免除を求め、その代わりに、「ヴィチェンツァとヴィチェンツァの従属領域においていかなる物品税も流通税（市場税）もその他の税 male ablatum も、ヴェネツィア人から彼らの商品について徴収することはない」と約束したのである。さらに、ヴェネツィアと往来する商人はどのような都市出身であっても（ヴィチェンツァの敵は除く）、ヴェネツィア人と同様に税の免除を受けられること、ヴェネツィア人とヴェネツィアに向かう商人は誰でも、ヴィチェンツァの従属領域で自由に木材を購入し、それをヴィチェンツァの従属領域を通って、いかなる税も障害もなく運ぶ自由を持つことも約束した[58]。ここで特に木材についての言及があることは注目に値する。前稿で見たように、ヴェネツィアにとっては、バッサーノやその上流のスガーナ渓谷の木材が重要であった[59]。木材は基本的に川を使って運ばれるため、おそらくブレンタ川のヴィチェンツァ領域部分が問題になっているのである。ヴィチェンツァとこのような協約を結んだからには、ヴェネツィアにとっては、交通の要所であるバッサーノ、木材流しの通過点で木材の供給地でもあるバッサーノが正式にヴィチェンツァの支配下になることは願わしいことであっただろう。マルコ・クェリーニが、バッサーノをヴィチェンツァの帰属にしようと骨を折った背景には、このような事情もあったと考えられるのである。

なお、パドヴァがバッサーノをヴィチェンツァに返却する条件として、ブレンタ峡谷の自由で無税の通行を獲得していることも、ヴェネツィア人の通商促進政策に合致するものであったと考えられる。先のヴィチェンツァとヴェネツィアの協約では、ヴェネツィアと往来する全ての商人の無税が約束されていたが、パドヴァとブレンタ峡谷を往来する商人もおそらく多くいたのだろう。ブレンタ峡谷の自由通行は、このような商人たちにも無税を保証する条項であった。ヴェネツィアには直接関係ないかもしれないが、通商の促進という意味ではヴェネツィアの政策に合致したものであり、それでパドヴァが満足するなら一石二鳥の提案だったと言えるだろう。クェリーニは一人のヴェネツィア人として、ヴェネツィア後背地での通商の自由に心を砕くヴェネツィアの利害に沿って行動していたと言えるのではないだろうか。

---

[56] Pozza, “Podestà e funzionari veneziani”, p. 301; *Codice diplomatico eceliniano*, Doc. CCVXVI (pp. 469-473).

[57] *Codice diplomatico eceliniano*, Doc. CCVXVI (p. 473).

[58] E. Orlando (a cura di), *Strade, traffici, viabilità in area veneta. Viaggio negli statuti comunali,* Roma, 2010, pp. 166-167. 元の出典は、F. Lamperico (a cura di), *Statuti del comune di Vicenza MCCLXIV,* Venezia, 1886, pp. 208-210.

[59] 髙田京比子「準都市と河川—バッサーノとブレンタ川」、130-132 頁。

結びにかえて

以上より「マルコ・クェリーニの裁定」の背景には、一定の自治を確保すべく小都市ながらも主体的に行動するバッサーノ、コンタードに司法・軍事・経済的支配を確保したいヴィチェンツァ、「正義を重んじ」バッサーノに対する保護者を気取りながらも何らかの利益を引き出そうとするパドヴァの思惑に加えて、後背地の通商に気を配るヴェネツィアの影響もあったのではないか、ということが浮かび上がってきた。この時期のバッサーノとヴィチェンツァ、パドヴァをめぐる政治的動向はすでにファゾーリ、ボルトラミによって明らかにされており、本稿もそれに学ぶところが大きい。しかし地域の秩序形成における経済的要因は今まではあまり注目されてこなかったように思う。またエッツェリーノ失脚後のヴェネト地方にヴェネツィアが影響力を持ったことはポッツァが指摘しているが、小都市をも含む地域の秩序維持に、ヴェネツィアの利害がどの程度反映されていたのか、という具体的な検討には踏み込んでいない。本稿の指摘はごく小さな事柄ではあるが、河川や道などの交通路、そこで営まれる商業活動も地域の秩序形成の重要な一つの要因であることということの一具体例を提供できたのではないだろうか。

なおバッサーノにとって、ヴェネツィア人クェリーニが下してくれた裁定は、今後、ヴィチェンツァ、さらにパドヴァと交渉する際の重要な武器となっていく。それがどのようにして 1295 年の条例に取り込まれるようになったのかについては、稿を改めて取り組みたい。

【付記】本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤 C）「13 世紀後半北イタリア都市間関係史の動的構築—河川交通・紛争・秩序—」（JP20K01039）の成果の一部である。

（神戸大学教授）